

天津生活指南



中国語版

中文

2026年3月11日发行

大津くらしのガイド

2026年3月11日発行

大津市多文化共生・国際室

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

Tel 077-536-5612

Fax 077-523-0460

Mail otsu1022@city.otsu.lg.jp

大津生活指南

2026年3月11日発行

大津市多文化共生・国際室

〒520-8575

大津市御陵町3-1

Tel 077-536-5612

Fax 077-523-0460

邮箱 otsu1022@city.otsu.lg.jp

目 录 (目 次)

<u>天津市多文化共生・国际室 (天津市多文化共生・国際室)</u>	1
<u>(公財) 天津市国际亲善协会 (OIGA) ((公財) 天津市国際親善協会)</u>	3
<u>(公財) 滋贺县国际协会 (SIA) ((公財) 滋賀県国際協会)</u>	5
<u>出入国在留管理局の手续 (出入国在留管理局での手続き)</u>	5
<u>紧急电话 (緊急番号)</u>	7・9
<u>用电 (電気)</u>	9
<u>自来水・下水道・煤气 (水道・下水道・ガス)</u>	11
<u>垃圾 (ごみ)</u>	13
<u>税金 (税金)</u>	15・17
<u>国民养老金 (国民年金)</u>	19
<u>国民健康保险 (国民健康保険)</u>	19
<u>福利医疗补助制度 (福祉医療費助成制度)</u>	21
<u>后期高齢者医疗制度 (後期高齢者医療制度)</u>	21
<u>有残疾者 (障害がある人)</u>	21
<u>自然灾害的准备 (自然災害に備えて)</u>	23
<u>想找工作时 (仕事を探したいとき)</u>	23
<u>驾驶执照 (運転免許)</u>	25

【大津市多文化共生・国際室】

市役所の窓口での通訳を行います。英語以外の外国語については、事前に E メールで連絡をしてください。

住 所	大津市御陵町 3-1	電 話	077-536-5612 (英語で対応できます)
Eメール	otsu1022@city.otsu.lg.jp (英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語など 外国語でも対応できます)		
対応時間	月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 5:00 (土曜日、日曜日、祝休日、年末年始は休み)		

○生活に役立つ情報

■ 大津市役所ホームページ

<https://www.city.otsu.lg.jp/>



大津市役所が発信する情報を掲載しています。自動翻訳の機能を使って外国語でも見ることができます。

(韓国語、中国語、英語、ポルトガル語、ドイツ語、スペイン語)

■ 出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

日本で生活するために必要なことや大事なことをお知らせするサイトです。



■ JP-MIRAI ポータルアプリ

<https://portal.jp-mirai.org/ja?jp-mirai-header>

安心・安全に日本で働き、暮らすための総合サイトです。



【天津市多文化共生・国际室】

市政府窗口可提供口译服务。除英语外的其他外语，请事先通过电子邮件联系。

住 所	天津市御陵町 3-1	电 话	077-536-5612 (可英语接待)
电子邮箱	otsu1022@city.otsu.lg.jp (支持英语・中文・葡萄牙语・西班牙语・越南语等多种外语)		
受理时间	星期一～星期五 上午 9:00～下午 5:00 (星期六、星期日、节假日、年末年始休息)		

○生活实用信息

■ 天津市役所网页

<https://www.city.otsu.lg.jp/>



网页载有有关天津市的信息，同时可以使用自动翻译功能查看。

(韩语、中文、英语、葡萄牙语、德语、西班牙语)

■ 出入国在留管理厅外国人生活支援平台

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

这是一个介绍在日本生活所需信息和重要事项的网站。



■ JP-MIRAI 支援应用程序

<https://portal.jp-mirai.org/ja?jp-mirai-header>

本网站提供在日本安心、安全工作与生活所需的综合信息。





【(公財) 大津市国際親善協会 (OIGA)】

対応時間	火曜日～土曜日 午前 9:00～午後 5:00 (日曜日、月曜日、祝休日、年末年始は休み)		
住所	〒520-0047 大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2 階		
電話	077-525-4711	FAX	077-525-4004
ホームページ		https://oiga.jp/	
Facebook		https://www.facebook.com/otsu.kokusai/	


○外国人無料個別相談

毎月 1 回、行政書士が直接相談に応じ、解決に向けてアドバイスします。

相談内容	入国管理の手続き、国籍、帰化、国際結婚、離婚、養子縁組、認知、外国人の相続、労働、会社設立、起業、日常生活上の相談など		
日時	毎月第 2 水曜日 午後 5:30～午後 7:30		
場所	大津市国際交流サロン (大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2 階)		
相談方法	協会での対面		
申込方法	前日午後 1:00 までに予約し、電話またはホームページの申込フォームから申し込んでください。	日本語 	英語 
対応言語	申込：日本語か英語 (英語は申込フォームのみ) 相談：日本語のみ (通訳はいません)		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相談時間は原則として 30 分以内です。 ・秘密は厳守します。 		

○日本語教室

外国人のための日本語教室を開催しています。(定員があります)

	浜大津教室		堅田教室
会場	明日都浜大津 2 階 大津市国際交流サロン		堅田コミュニティセンター — 2 階
曜日・時間	毎週金曜日 午後 1:30～2:30	毎週金曜日 午後 7:00～8:00	毎週木曜日 午前 10:00～11:45
申込			
費用	無料。テキストは自分で購入してください。		

【(公財) 天津市国际亲善协会 (OIGA)】

工作时间	星期二～周期六 上午 9:00～下午 5:00 (星期日、星期一、节假日、年末年始休息)		
地址	〒520-0047 天津市滨大津四丁目 1-1 明日都滨大津 2楼		
电话	077-525-4711	传真	077-525-4004
网址		https://oiga.jp/	
脸书		https://www.facebook.com/otsu.kokusai/	

○ 外国人免费个别咨询

每月1次，可以直接向行政书士咨询，听取有关宝贵建议。

咨询内容	入国管理手续、国籍、入籍、国际结婚、离婚、收养过继、认领、外国人继承、工作、成立公司、创业等日常生活咨询		
时间	每月第二个星期三 下午 5:30～7:30		
场所	天津市国际交流沙龙（天津市滨大津四丁目 1-1 明日都滨大津 2楼）		
咨询方式	在协会碰头咨询		
申请方式	需在前一天的下午1:00以前 预约。 以电话或网页的申请表申请。	日语 	英语 
对应语言	申请：日语或英语（英语只限申请表） 咨询：只限日语（没有翻译）		
其他事项	<ul style="list-style-type: none"> 咨询时间原则上为 30分钟以内。 严守秘密。 		

○ 日语教室

为外国人开设的日语教室。（有人数限制）

	滨大津教室		坚田教室
场所	明日都滨大津 2楼 天津市国际交流沙龙		坚田社区中心 2楼
日期·时间	每周五 下午 1:30～2:30	每周五 下午 7:00～8:00	每周星期四 上午 10:00～11:45
申请			
费用	免费。教材需要自己购买。		

【(公財) 滋賀県国際協会 (S I A)】

開館時間	月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15 (土曜日、日曜日、祝休日、年末年始は休み)				
住 所	〒520-0801 大津市におの浜一丁目 1-20 ピアザ淡海 2 階				
電 話	077-526-0931	FAX	077-510-0601	Eメール	info@s-i-a.or.jp
ホームページ	https://www.s-i-a.or.jp 英語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、中国語（簡体字・繁体字）、 タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語				

○情報提供

■国際情報サロン 月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 5:00
(土曜日・日曜日、祝休日、年末年始は休み)

■外国人向け情報紙「みみタロウ」

日本語（ルビ付き）、英語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、中国語（簡体字・繁体字）、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語で生活に必要な情報が書かれた情報紙を年 4 回発行しています。

○外国人生活相談「しが外国人相談センター」

外国語ができる相談員が相談に応じ、情報提供や専門窓口の紹介をしています。

相談内容	労働・医療・教育など、生活していく上での問題		
相談方法	来所・電話・FAX・Eメール	対応時間	月曜日～金曜日 午前 10:00～午後 5:00
電話・FAX	077-523-5646	Eメール	mimitaro@s-i-a.or.jp
対応言語	ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、ベトナム語を含む 20 言語 (一部の言語はコールセンターによる通訳で対応します。)		

【出入国在留管理局での手続き】

滋賀県内に住んでいる外国人の「在留資格の取得・変更」、「在留期間の更新」、「永住許可申請」など
在留審査一般の手続きは、大阪出入国在留管理局大津出張所でしてください。

大阪出入国在留管理局大津出張所			
住 所	大津市京町三丁目 1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階	電 話	077-511-4231
窓口 受付時間	月曜日～金曜日：午前 9:00～12:00、午後 1:00～4:00（土曜日・日曜日、祝休日を除く）		

【(公财) 滋贺县国际协会 (SIA)】

开馆时间	星期一～星期五 上午8:30～下午5:15 (星期六、星期日、节假日、年末年始休息。)			
地 址	〒520-0801 大津市におの浜一丁目 1-20 ビアザ淡海 2楼			
电 话	077-526-0931	传真	077-510-0601	电子邮箱 info@s-i-a.or.jp
网 址	https://www.s-i-a.or.jp 英语・葡萄牙语・西班牙语・韩国朝鲜语・中文(简体字・繁体字)・ 他加禄语・越南语・印度尼西亚语・尼泊尔语			

- 国际信息沙龙 星期一～星期五 上午9:00～下午5:00
(星期六、星期日、节假日、年末年始休息)

■ 面向外国人的小报「咪咪太郎」

用日语(标记假名)、英语、西班牙语、葡萄牙语、韩国朝鲜语、中文(简体字・繁体字)、他加禄语、越南语、印度尼西亚语记载着生活中必需信息的刊物,一年发行4次。

○ 外国人生活咨询「滋贺外国人咨询中心」

有懂外国语的咨询员来受理咨询,提供信息或介绍专门服务窗口。

咨询内容	劳动・医疗・教育等生活上的一些问题。		
咨询方式	来所・电话・传真・电子邮箱	工作时间	星期一～星期五 上午10:00～下午5:00
电话传真	077-523-5646	电子邮箱	mimitaro@s-i-a.or.jp
对应语言	葡萄牙语、西班牙语、他加禄语、英语、越南语等20个语言 (部分语言可由呼叫中心提供口译支持。)		

【出入国在留管理局的手续】

居住在滋贺县的外国人请去大阪出入国在留管理局大津出張所办理「在留资格的取得・变更」、「在留时间的更新」、「永住许可的申请」等一般手续。

大阪出入国在留管理局大津出張所			
地 址	大津市京町三丁目 1-1 大津琵琶湖合同庁舎 6楼	电 话	077-511-4231
窗口咨询受理时间	星期一～星期五: 上午9:00～12:00、下午1:00～4:00 (除星期六、星期日, 节假日)		

119 消防機関（多言語対応可能）

○火災のとき

○体の調子が悪くて自分で病院へ行くことができず、すぐに病院へ行きたいとき

■119 番通報の手順

- ① 「119」番に電話をかけます。
 - ② 「火災」か「救急」かを答えてください。
 - ③ 火災の場合は燃えている正確な住所、救急の場合は救急車に来てほしい正確な住所を答えてください。
 - ④ その他、災害内容を質問しますので落ち着いてオペレーターに答えてください。
- ◇ 日本語以外の言語は、32 言語の通訳に対応した電話通訳センターを介し、三者間通話でオペレーターが災害内容を質問します。

【通訳対応言語】

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、ヒンディー語、フランス語、モンゴル語、タガログ語、インドネシア語、ペルシャ語、広東語、アラビア語、ウルドゥー語、クメール語、台湾語、ダリー語、パシュトー語、ベンガル語、ラオス語、イタリア語、ドイツ語、シンハラ語、トルコ語、タミル語、ウクライナ語、マレー語

110 警察

○交通事故にあったとき

○犯罪にあったとき

■110 番通報の手順

- ① 「110」番に電話をかけます。
 - ② 「事故」か「事件」かを答えてください。
 - ③ 事件の場合は、「いつ」、「どこで」、「どのような事件か」、「犯人の顔の特徴・服装・逃げた方向」などを警察官が質問しますので、答えてください。
 - ④ 事故の場合は、「どういう事故なのか」、「けが人はいるのか」、「119 番通報はしているか」などを警察官が質問しますので、答えてください。
- ◇ 日本語以外の言語は、英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語の通訳官を介し、三者間通話で係員が質問します。

077-523-1231 ガス漏れ専用電話

○ガス臭いとき、都市ガス警報器が作動したとき

すぐに企業局保安センターへ連絡してください。

昼・夜、祝休日を問わず 24 時間体制で対応します。

名前、住所、電話番号、近所の目標物、その場の状況などを知らせてください。

※注意事項

- ① 窓や戸を大きく開けてください。
- ② ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めてください。
- ③ 火気は、絶対使用しないでください。
- ④ 着火源となる裸火、換気扇、電灯等のスイッチには絶対手を触れないでください。

【紧急电话】

119 消防机关（能使用多种语言）

○ 火灾时

○ 身体情况不好不能自力去医院但又必须马上就医时

■ 拨打电话 119 的顺序

① 用电话拨通 119。

② 请回答是「火灾」还是「急救」

③ 火灾的情况请回答火灾发生的正确地址、急救的情况请回答救护车该去的正确地址。

④ 另外，对灾害情况会有提问，请不要慌张，冷静地回答话务员的提问。

◇ 如使用日语以外的语言，将接通支持32种语言的电话口译中心，并由接线员以三方通话形式询问灾害内容。

【翻译对应语言】

英语、中文、韩语、越南语、葡萄牙语、西班牙语、俄语、泰语、尼泊尔语、缅甸语、印第语、法语、蒙古语、他加禄语、印度尼西亚语、波斯语、广东语、阿拉伯语、乌尔都语、高棉语、台湾语、达利语、普什图语、孟加拉语、老挝语、意大利语、德语、僧伽罗语、土耳其语、泰米尔语、乌克兰语、马来语

110 警察

○ 发生交通事故时

○ 遇到犯罪时

■ 拨打 110 程序

① 用电话拨通 110。

② 请回答是「事故」还是「事件」

③ 如是事件，请回答警察的提问：「什么时间」「在哪里发生」「发生了怎样的事件」「犯人的面貌特征・服装・逃往方向」等等。

④ 如是事故，请回答警察的提问：「怎样的事故」「有无伤者」「是否拨打了119」等等。

◇ 日语以外的语言（英语、中文、葡萄牙语、韩语、越南语）可由翻译官通过三方通话再由职员进行提问。

077-523-1231 煤气渗漏专用电话

○ 有煤气异时，城市煤气报警器响起时。

请马上与企业局保安中心联系。

无论昼夜还是节假日都能 24 小时紧急应对。

请告知姓名，住址，电话号码，附近的目标物以及当时的情况等等。

※ 注意事项

① 请打开门窗。

② 请关闭煤气塞、器具塞和计量煤气塞。

③ 绝对不要使用烟火。

④ 绝对不要用手去碰着火源的裸火、换气扇、电灯等开关。

【医療情報ネット】

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

インターネットで全国の医療機関の情報をお知らせしています。

- ・現在、診療中の医療機関を探したいとき
- ・休日や夜間に診てもらえる病院を探したいとき
- ・行きたい診療科がどの病院にあるかわからないとき



◇ ホームページで表示できる言語は、日本語のほか英語、中国語、韓国語です。

外国語に対応している病院を探したいときは、ホームページ内で言語（英語、北京語、広東語、台湾語、ハングル、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語など22か国語）を選択し、検索することができます。

【電気】

○電気を利用するとき・電気の契約を廃止するとき

■関西電力と契約する場合

関西電力に電話で申し込む	電話番号	0800-777-8810（無料）
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9:00～午後6:00 （土曜日、日曜日、祝休日、年末年始12/29～1/3を除く）
	電気を利用するとき	申し込みのときに「名前」「住所」「ご使用開始日」をお知らせください。 ※ご利用開始前日までにお申込みください。
	電気を停止するとき	申し込みのときに「名前」「住所」「ご利用停止日」「引越し先住所」をお知らせください。 ※ご利用停止前日までにお申込みください。
関西電力にインターネット等で申し込む （別途通信料がかかります）		https://kepcO.jp/service/move/ ※ご利用開始前日・ご利用停止前日までにお申込みください。
その他		「電気ご使用量のお知らせ」に書かれている「お客さま番号」がわかるとスムーズに手続きできます。





◇ 電気を使用するときはブレーカーを「入」または「ON」にし、電気がつくかどうかを確認してください。ブレーカーを「入」または「ON」にしても電気につかない場合は、関西電力まで連絡してください。

◇ 電気の契約は、関西電力以外の電力会社とも契約することができます。
電気料金は各電力会社で異なります。

○停電に関するお問い合わせ

関西電力送配電コンタクトセンター

電 話	ホームページ	
0800-777-3081（無料）	（日本語） 	（英語） 
	（別途通信料がかかります）	

[医疗情报网络]

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

可通过互联网查询全国各地的医疗机构信息

- 想找现在接受诊疗的医院时
- 想找休息日或夜间能看病的医院时
- 不知道哪个医院是否有自己想去的诊疗科时



◇网络上显示的语言除了日语之外还有英语，中文，韩语。想寻找能够使用外语的医院时，网页内的语言有（英语、北京话、广东话、台湾话、朝鲜语、越南语、葡萄牙语、西班牙语等22种语言）可以进行选择并检索。

【电气】

○ 用电时・停用时

■ 与关西电力签约时

向关西电力 电话申请办 理手续	电话号码	0800-777-8810（免费）	
	受理时间	星期一～星期五 上午 9:00～下午 6:00 （星期六、星期日、节假日、年末年始 12/29～1/3 除外）	
	用电时	申请时请告知「姓名」「住址」「开始使用日期」 ※请在开始使用前一日完成申请。	
	停用时	停用时请告知「姓名」「住址」「停止使用日期」「搬迁的新地址」 ※请在停止使用前一日完成申请。	
在关西电力网页申请办理手续 （需另行承担通信费用）		https://kepcu.jp/service/move/ ※请在开始使用前一日・停止使用前一日 完成申请。	
其他		如知道「用电通知单」上写有的「用户号」就能更顺利地办理	

◇使用电时请将总开关推到「入」或「ON」的位置、确认是否已通电。总开关推到「入」或「ON」时不能通电请与关西电力联系。

◇可以跟关西电力以外的电力公司签约。不同的电力公司电费不同。

○ 关于停电的咨询

关西电力送配电株式会社交流中心

電 話	网 页	
0800-777-3081（免费）	（日语） 	（英语） （需另行承担通信费用）

【水道・下水道・ガス】

○水道、下水道、ガスの使用に関する問い合わせ

次の問い合わせについては、企業局お客様センターへ連絡してください。

■使用開始、休止の申し込み

引越しをするとき、長い間留守にするときなどの申し込み

※無料対話アプリ「LINE」を使った使用開始や休止の申し込みができます。(日本語のみ)

詳しくはインターネットで「大津市企業局 LINE」と検索してご確認ください。

右の二次元バーコードを読み取っていただくと、大津市公式LINEアカウントに進みます。友達登録後、「申請・手続き」→「水道/ガス手続き」とお進みください。申請に必要な情報をLINE上でお聞きします。



※申し込みは実施日の5日前までをお願いします。

■支払い方法の変更の相談

口座振替への変更、クレジットカードによる支払いへの変更など

※金融機関の口座振替払い、クレジットカード払いの登録をオンラインで

することができます。詳しくは右の二次元バーコードを読み取っていただくか、インターネットで「大津市企業局 料金の支払方法」と検索してご確認ください。



■使用者名の変更の申し込み

婚姻・離婚・死亡等に伴う名義変更の申し込み

◇企業局お客様センターでガスの申し込みをした場合、ガスの供給会社は「びわ湖ブルーエナジー株式会社」となります。

◇電気と同様に、びわ湖ブルーエナジー株式会社以外のガス会社とも契約することができます。ガス料金は各ガス会社で異なります。

電話受付（1月1日から1月3日を除く毎日）

平日 午前8:40～午後6:30

土曜日、日曜日、祝休日 午前8:40～午後5:25

お問い合わせ先 企業局お客様センター TEL 077-528-2603

○水道、ガスの修繕に関する問い合わせ

企業局保安センターでは、水道、ガスの故障や事故などの緊急事態に、土曜、日曜、祝休日問わず24時間いつでも迅速に対応できる出動体制を整えています。水道、ガスの漏れなどで「故障かな?」と思ったら、ご連絡ください。

なお、宅内の漏水等は、お客さまから直接、大津市指定給水装置工事業業者へ修繕依頼することができます。また、原則、宅内の修繕工事費用はお客さまの負担となりますのでご了承ください。(詳しくは、企業局ホームページを確認してください。)

○ガス器具の故障、修理は器具を購入されたお店またはメーカーに修繕を依頼してください。

お問い合わせ先 企業局保安センター TEL 077-528-2607

【自来水·下水道·煤气】

○有关如下自来水、下水道、煤气的使用咨询

以下的咨询请联系企业局客户中心。

■开始使用、停止使用的申请

因搬家或长期家中无人等的申请

※可通过免费对话软件 [LINE] 申请开始使用和停止使用。（仅限日语）

详细内容可通过网络检索「天津市企业局 LINE」进行确认。

扫取了右侧的二维码，能够链接上天津市官方 LINE 账号。

加了好友登录后，请按「申请·手续」→「水道/煤气手续」顺序来进入。

申请所需要的情况，我们会在 LINE 上与你确认。

※请于实行日 5 天前办理申请手续。

■更改支付方式的咨询

有关更改为银行转账、信用卡支付等

※可在线办理金融机构账户自动扣款或信用卡支付的登记。详情请扫取右侧的二维码或者在网上搜索「天津市企业局 费用支付方式」进行确认。



■更改用户名的申请

结婚·离婚·死亡等的申请

- ◇在企业局客户中心申请的煤气用户，煤气供应方是「琵琶湖蓝色能源株式会社 (Biwako Blue Energy)」。
- ◇和电力一样，用户可以和琵琶湖蓝色能源株式会社以外的煤气公司签约。不同的煤气公司煤气费用也不同。

电话受理时间（除1月1日～1月3日以外每天受理）平日 上午 8:40～下午 6:30

周六·周日·节假日 上午 8:40～下午 5:25

咨询处 企业局用户服务中心 TEL 077-528-2603

○有关自来水，煤气修缮的咨询

企业局保安中心对待自来水、煤气的修缮等紧急事态，无论周末还是节假日都采取 24 小时随时服务体制。如有不妥请随时联系。

住宅内的漏水等情况，客户可直接指定工事店维修。原则上，维修费用由客户承担。请注意。（详细说明请参照企业局的网页）

有关煤气器具的故障、修理则请向器具厂家或购买器具的专门店咨询。

咨询处 企业局保安中心 TEL 077-528-2607

【ごみ】

○ごみの分け方・出し方

家庭から出される「家庭ごみ」は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「かん」「びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「紙ごみ」の7種類に分けて出します。住んでいる地域によって収集日や出せる種類が違います。大型ごみ以外のごみは、決められた場所に、収集日当日の午前5:00から午前8:30の間に出します。

「大型ごみ」については、事前予約が必要なため、ごみコールセンター（077-528-2761）へお電話いただくか、市役所新館3階廃棄物減量推進課までお越しください。

なお、「大型ごみ」の事前予約はインターネットでも受付しています。24時間受付可能ですのでぜひご活用ください。（一部インターネットでは申込できない品目があります。詳しくはホームページをご覧ください。）

ごみの分け方・出し方について（市ホームページ）

<https://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/g/b/s/g/9193.html>



○ごみ出しのルールとマナー

- ・ごみは決められた集積所に出してください。なお、ごみ集積所の管理は、地域の皆さまに行っていただいています。清掃などは皆さまで協力して行ってください。集積所の場所が分からない場合は、ご近所の方や管理会社などにお尋ねください。
- ・「大型ごみ」と「紙ごみ」以外のごみは、「**大津市指定家庭用ごみ袋**」に入れて出します。大津市指定家庭用ごみ袋は、市内のスーパー、コンビニエンスストア、日用雑貨販売店で買うことができます。
- ・「紙ごみ」はひもで十字にしばって出してください。
- ・ごみの分け方を守りましょう。正しく分けられていないごみが出されている場合、違反シールを貼り付け、収集せずに集積場所に残します。シールが貼られたごみを出した人は、すぐに持ち帰ってください。

【垃圾】

○垃圾分类与投放方法

从家里整理出来的「家庭垃圾」大致被分为「可燃垃圾」「不可燃垃圾」「罐」「瓶」「塑料瓶」「塑料制品容器包装」「废纸」7类。

根据所居住的地域不同，垃圾收集日和扔放垃圾的种类也有所不同。除了大型垃圾以外，于收集日当天早上 5 点到 8 点 30 分之间扔放在指定的地点。

有关「大型垃圾」、需要提前预约。直接打电话到垃圾回收中心（077-528-2761）或去市役所新馆 3 楼废弃物减量推进课。

另外，「大型垃圾」的预约也可在网上办理，全天 24 小时受理，欢迎使用。（部分物品无法通过网络申请，详情请参阅官方网站。）



垃圾分类与投放方法（市政府官网）

<https://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/g/b/s/g/9193.html>

○扔垃圾的规则与礼节

- 请将垃圾投放至指定的垃圾集中点。垃圾集中点由当地居民共同管理，请大家相互配合做好清洁维护工作。如不清楚垃圾集中点的位置，请向附近居民或物业管理公司咨询。
- 「大型垃圾」和「纸类垃圾」以外的垃圾，请放入标有「**天津市指定家庭用垃圾袋**」内扔出。天津市指定家庭用垃圾袋在市内的超市，24 小时便利店，日用杂货店均可买到。
- 「纸类垃圾」请用绳子捆绑成‘十字’扔出。
- 遵守垃圾的分类方法。没被正确分类的垃圾，将被贴上“违规”条并被遗留在垃圾收集处。同时违规的家庭请立即收回垃圾。

【税金】

○住民税（市民税・県民税）

前年（1月～12月）の個人の所得に対してかかる税金です。

課税の対象となる人	その年の1月1日現在大津市に住民登録のある人
申告が必要な人	1月1日現在大津市に住んでいて、前年の1月から12月までに所得があった人。ただし、次の人は申告の必要はありません。 ①給与所得の他に所得がなく、勤務先から大津市へ給与支払報告書が提出されている人 ②税務署に確定申告をした人

お問い合わせ先 市民税課 TEL 077-528-2721・2722

○固定資産税・都市計画税

課税の対象となる人	大津市内で毎年1月1日に土地・家屋や事業に使う償却資産（機械・器具など）を所有している人 市街化区域の中に土地・家屋を所有している人は、都市計画税もかかります。
-----------	---

お問い合わせ先 資産税課 TEL 077-528-2723

○軽自動車税（種別割）

■課税の対象となる人

毎年4月1日の時点で、主たる定置場（駐車する場所）が大津市内にある原動機付自転車・軽二輪車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車（以下、軽自動車等）を持っている人。

※所有権留保つき割賦販売（ローン購入）の場合は、使用者を所有者とみなします。

■支払について

毎年支払う必要があります。1年分を5月1日から5月31日までに支払ってください。

■軽自動車等の申告

廃車、譲渡等で所有しなくなったときや、住所変更などにより大津市内で使用しなくなったときは、手続き（申告）が必要です。

■届出場所

種類	窓口	所在地	電話番号
原動機付自転車・ 小型特殊自動車	大津市役所税の窓口 または各支所	大津市御陵町 3-1	077-528-2707
軽自動車（二輪の ものを除く。）	軽自動車検査協会 滋賀事務所	守山市木浜町 2298-3	050-3816-1843
軽二輪・ 二輪の小型自動車	近畿運輸局 滋賀運輸支局	守山市木浜町 2298-5	050-5540-2064

【税金】

○ 住民税（市民税・县民税）

对个人前年（1月～12月）的收入所征收的税金。

征收课税对象	当年的1月1日起在大津市有居民登录的人
必需申报者	1月1日起至今居住大津市、从前年的1月至12月工作领薪者。但是符合以下条件的人不需要申报。 ① 除了工资以外没有其他收入，工作单位已向大津市提交工资支付报告书的人 ② 已向税务局办理了申报

咨询处 市民税课 TEL 077-528-2721・2722

○ 固定资产税・都市规划税

征收课税对象	每年1月1日在大津市内拥有土地・房屋以及企业的折旧资产（机械・器具等）的人 在市街化区域中拥有土地・房屋的人，也需征收都市规划税。
--------	--

咨询处 资产税课 TEL 077-528-2723

○ 轻型车税（分类）

■ 征收课税对象

每年4月1日现阶段，主要的停车场所在大津市内的带马达的自行车・轻二轮车・轻型汽车・小型特殊汽车・二轮小型汽车（以下、轻型汽车等）持有者。

※保留所有权的分期付款销售（贷款购买）时，使用者被认为所有者。

■ 有关支付

请于当年5月1日～5月31日支付1年份。每年必须支付。

■ 轻型汽车等的申报

报废车、转让等不再属于自己时，办理了地址变更等不在大津市内使用时，都必须办理申报手续。

■ 交付场所

种类	窗口	所在地	电话号码
带马达的自行车・ 小型特殊汽车	大津市役所税金窗口 或各支所	大津市御陵町 3-1	077-528-2707
轻型汽车（二轮除外）	轻型汽车检查协会 滋贺事务所	守山市木浜町 2298-3	050-3816-1843
轻型二轮车・二轮小 型车	近畿运输局 滋贺运输支局	守山市木浜町 2298-5	050-5540-2064

■原動機付自転車・小型特殊自動車の手続きに必要なもの

届出人の本人確認書類（運転免許証・在留カードなど）が必要です。
 代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。忘れずにお持ちください。

申告事由		提出資料	届出期間	
新規登録	販売業者から購入した	販売証明書	15日以内	
	市外で登録していたものの登録	廃車済		廃車証明書
		未廃車		旧市区町村の標識(ナンバープレート)
名義変更	市内の人から譲り受けたものの登録	廃車済	廃車証明書	
		未廃車	譲渡証明書	
番号変更	標識(ナンバープレート)の紛失、破損	弁償金(300円)※	30日以内	
廃車	標識(ナンバープレート) 無			
	標識(ナンバープレート) 有	標識(ナンバープレート)		

※盗難被害は、警察署に盗難届出をしてください。盗難届出受理番号・届出年月日が確認できるもののみ弁償金を免除します。

■軽自動車税（種別割）の減免

障害の程度など一定の要件を満たした場合に、減免を受けることができます。
 詳しくは「大津市ホームページ」をご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1215/g/keiji/42255.html>



お問い合わせ先 市民税課 TEL 077-528-2707

○市税の納付

市役所から「納税通知書」が届いたら、同封されている納付書で、市役所（税の窓口や支所）、納付書に記載の金融機関、コンビニエンスストアで納付してください。（現金のみ）

また、預貯金口座から自動的に引き落としができる口座振替やクレジットカードを使った納付、Pay Payなどのスマートフォンアプリからも納付することができます。

納付方法について、詳しくは「大津市ホームページ」をご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1206/g/01/63037.html>



お問い合わせ先 収納課 TEL 077-528-2728

○市税の還付

二重納付や税額変更などで還付金が発生した場合、市役所から「過誤納金還付通知書」をお送りします。通知が届きましたら、内容を確認いただき還付の手続きをしてください。

還付金の振込は、申請をいただいてから、おおよそ1か月かかりますのでご了承ください。

還付金の発生後、直ちに帰国される方は事前に収納課までご連絡ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1206/g/04/63065.html>



お問い合わせ先 収納課 TEL 077-528-2728

■办理带马达自行车・小型特殊车手续时需要的材料

需要交付人的本人证明证件（驾驶执照・在留卡等）代办时需要提交委托书。请不要忘带。

申报原因		交付资料	交付期间	
新用户注册	从经销商处购买	销售证明书	15天以内	
	市外注册过的再注册	已报废		报废车证明书
		未报废车		旧市区町村的标记 (牌照)
名称变更	市内人处接管后的注册	已报废	报废车证明书	
		未报废车	转让证明书	
号码变更	标记(牌照)的紛失・破损	赔偿金(300日元)	30天以内	
报废车	没有标记(牌照)	※		
	有标记(牌照)	标记(牌照)		

※被盗受损请去警察局报备。对持有可确认报备受理号・日期证明者可以免除赔偿金。

■轻型汽车税(分类)的减免

符合一定条件的残疾人士可申请减免。详细请看「天津市网页」。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1215/g/keiji/42255.html>



咨询处 市民税课 TEL 077-528-2707

○市税的支付

收到市役所寄来的「税金缴纳通知书」同付缴纳单后请到市役所(税金窗口和支付)、缴纳单上记载的金融机关、便利店支付。(只限现金)

或是通过可自动扣款的存款储蓄账户进行转账和使用信用卡支付。

Pay Pay 等智能手机软件也可以支付。有关支付方式，

详情请参阅「天津市网页」。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1206/g/01/63037.html>



咨询处 收纳课 TEL 077-528-2728

○市税的退还

因重复缴纳或税额变更等原因产生退税时，市政府会发送「错缴纳退税通知书」。收到通知后，请确认内容并办理退还手续，退还金的汇款在收到申请后大概需要一个月的时间，请谅解。退还金发生后要马上回国的人，请事先到收纳课咨询。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1206/g/04/63065.html>



咨询处 收纳课 TEL 077-528-2728

【国民年金】

20歳以上60歳未満の人のうち、勤務先で厚生年金や共済組合に入っていない人は、国民年金に入る義務があります。

○脱退一時金

保険料を6か月以上支払った外国人が、老齢基礎年金の受給資格を満たさずに日本国内に住所を有さなくなった場合は、出国してから2年以内に請求すれば、脱退一時金が支払われます。詳しくは、出国前に大津年金事務所で相談してください。

日本年金機構 大津年金事務所 お客様相談室			
住 所	大津市打出浜 13-5	電 話	077-521-1126
相談受付時間	月曜日～金曜日：午前 8:30～午後 5:15 ※ 土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く ※ 月曜日は、受付時間を午後 7 時まで延長（月曜日が休日の場合は週初の開所日） 第 2 土曜日（予約制）：午前 9:30～午後 4:00		

(参考) 日本年金機構ホームページ「外国人のみなさま／International」
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



【国民健康保険】

住民票がある外国人は、全員が公的医療保険に入らなくてはなりません。

入る義務がある人	住民票があり、健康保険に入っていない人（会社を辞めて社会保険を脱退した人も含みます。）
手続きするところ	市役所保険年金課 または 支所
手続きに必要なもの	在留カード等またはマイナンバーカード、健康保険を脱退した人は資格喪失証明書
保険料の支払方法	市役所から納付書が届くので、必ず期限までに市役所・支所または納付書の裏に書かれている金融機関、コンビニエンスストアで支払ってください。 口座振替の手続きは、口座をお持ちの市内の金融機関へ被保険者番号のわかるもの、預貯金通帳、届出印を持って申し込んでください。 スマートフォン決済アプリは「PayPay 請求書払い」「モバイルレジ」「PayB」「d 払い請求書払い」「J-Coin 請求書払い」「au PAY（請求書支払い）」「楽天銀行コンビニ支払いサービス」「楽天ペイ（請求書支払い）」のご利用ができます。
受けることができる給付	・病気やケガで治療を受けたとき、病院でマイナ保険証、もしくは資格確認書を見せれば、保険診療分について、ご自身の自己負担割合で受診できます。 ・1か月に病院に支払った金額が一定額を超えた場合、市役所に申請し、認められれば、超えた分が支払われます。 ・加入者が出産したり、死亡したときも、市役所に申請すればお金を受け取ることができます。

詳しくは「大津市ホームページ」をご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/apply/hn/k/index.html>



お問い合わせ先 保険年金課 TEL 077-528-2750

【国民养老金】

对20岁以上 60岁未満，在其工作单位没有加入厚生年金或共济组合者，有义务加入国民老金。

○一次性退出金

对于已交纳 6个月以上保险金的外国人，在未满老年基础养老金领取资格且又不居住在日本时，如在离开日本 2年之内提交申请，可得到一笔一次性退出金。详情请在出国前向大津年金事务所咨询。

日本年金机构 大津年金事务所 客户咨询室			
地 址	大津市打出浜 13-5	电 话	077-521-1126
咨询受理时间	星期一～星期五 上午 8:30～下午5:15 ※星期六、星期日、节假日和年末年始除外 ※星期一的受理时间延长到下午 7 点 (如遇星期一是节假日时调至这周的第一个工作日) 第二个星期六(预约制) 上午 9:30～下午4:00		

(参考) 日本养老金机构主页「各位外国人/International」

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



【国民健康保险】

凡是有户口的外国人，都必须加入日本国民健康的医疗保险。

有加入义务的人	有户口但还没加入健康保险的人(包括离职且退出社会保险的人。)
手续办理处	市役所保险年金课或者支所
办理手续所需资料	在留卡等或者个人号码卡，退出健康保险者提供资格丧失证明书
保险金的支付方式	收到市役所寄来的缴纳单后请一定在期限内去市役所、支所、单据反面标明的指定金融机构、便利店支付。 办理账户自动扣款手续时，请携带可确认被保险人编号的资料、存折以及预留印章，前往开户所在的市内金融机构申请办理。 支持使用以下手机支付应用缴费：「PayPay账单支付」「移动缴费」「PayB」「d支付 账单支付」「J-Coin账单支付」「au Pay(账单支付)」「乐天银行便利店支付服务」「乐天支付(账单支付)」
能够享有的好处	• 生病受伤接受治疗时，向院方出示个人编号保险证或资格确认书，属于保险诊疗的部分，可按个人自付比例接受治疗。 • 1个月在医院支付的费用超过一定金融时，向市役所申请获认可后会退回超付的金额。 • 加入者如分娩或死亡，向市役所申请可享有一定金额的补贴。

详细请看「大津市主页」

<https://www.city.otsu.lg.jp/apply/hn/k/index.html>



咨询处 保险年金课 TEL 077-528-2750

【福祉医療費助成制度】

福祉医療費助成制度とは、大津市民の保健の向上と福祉の増進を目的とし、健康保険で診療を受けた場合の自己負担の一部または全部を助成する制度です。各助成制度については下記をご覧ください。ただし、所得制限があります(乳幼児および子どもの医療費助成は除く。)

詳しくは「大津市ホームページ」をご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/kenko/i/j/index.html>



お問い合わせ先 保険年金課 TEL 077-528-2653

【後期高齢者医療制度】

後期高齢者医療制度は75歳以上のすべての方と65歳以上で一定の障がいがある方を対象とした医療制度です。滋賀県内のすべての市と町で構成する滋賀県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となります。住民票がある外国人は、全員が公的医療保険に入らなくてはなりません。

原則として被保険者全員に保険料を納めていただきます。マイナ保険証、資格確認書を提示すれば1割、2割または3割の自己負担で診療や治療などが受けられます。大津市では、皆様からの申請や届出の受付、資格確認書の送付、保険料の徴収、各種相談などを行っています。

詳しくは「大津市ホームページ」をご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1403/g/koreiiryu/index.html>



お問い合わせ先 保険年金課 TEL 077-528-2687

【障害がある人】

○障害者手帳

体などに不自由がある人が、いろいろな支援やサービスを受けるために必要な手帳で3種類の障害者手帳があります。手帳をもらうためには市役所障害福祉課への申請が必要です。

- 1 身体障害者手帳：体の不自由な人の手帳です。
- 2 療育手帳：知的障害がある人の手帳です。
- 3 精神障害者保健福祉手帳：精神疾患がある人の手帳です。

お問い合わせ先 障害福祉課 TEL 077-528-2745

【福利医疗补助制度】

福利医疗补助制度是以提高大津市民的保健水平和增加福利为目的，对使用健康保险接受诊疗时的个人负担部分或者全部进行补助的制度。关于各个的资助制度请看下述。但有收入的限制（婴幼儿及儿童的医疗费补助除外）

详细请看「天津市主页」

<https://www.city.otsu.lg.jp/kenko/i/j/index.html>



咨询处 保险年金课 TEL 077-528-2653

【后期高龄者医疗制度】

后期高龄者医疗制度，适用于所有年满 75 岁的人，以及 65 岁以上具有一定残疾的人。该制度由滋贺县内所有市町共同组成的“滋贺县后期高龄者医疗广域联合”负责运营。凡是在日本有居民登记的外国人，都必须加入公共医疗保险。

原则上，所有参保人员都需要缴纳保险费。在就医时，只要出示个人保险证或资格确认书，即可按 1 成、2 成或 3 成的自费比例接受诊疗。大津市负责受理各类申请与变更手续、寄送资格确认书、收取保险费，并提供相关咨询服务。

详细请看「天津市主页」

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1403/g/koreiiryō/index.html>



咨询处 保险年金课 TEL 077-528-2687

【有残疾者】

○残疾人手册

身体等有残疾者、为了得到各种各样的支援及服务时必需的手册。分为 3 类。如需手册，须向市役所残疾福祉课申请。

- 1 身体残疾手册：身体不自由者的手册。
- 2 疗育手册：智力障碍者的手册。
- 3 精神障碍者保健福利手册：精神病患者的手册。

咨询处 残疾福祉课 TEL 077-528-2745

【自然災害に備えて】

普段から指定緊急避難場所・避難所の確認をしておきましょう。

各避難所は災害の状況に応じて開設されます。市からの開設情報に注意してください。

指定緊急避難場所

大規模な地震や火災等の災害発生により、住家が倒壊及びその恐れがある場合、また火災の発生や延焼の恐れがある場合に、住民が一時的に身の安全を確保するために避難する場所です。大津市では学校園のグラウンドや公園などを中心に指定しています。

指定避難所

地震、風水害、火災等の災害発生により、住家が損壊、浸水、焼失し、またその恐れがある場合に、一時的に身の安全を確保し、生活するための施設です。大津市では、学校園（主に体育館や遊戯室）や市民センター（公民館）などの建物を中心に指定しています。

★指定緊急避難場所・避難所の詳細や、その他防災に関する情報については
大津市防災ポータルサイトから確認してください。



★アプリ「Safety tips」は、台風などの気象情報や地震、避難情報などの
災害に関する情報を 15 言語で提供しています。ぜひご利用ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/bousai/12/53274.html>



【仕事を探したいとき】

ハローワーク大津（大津公共職業安定所）では、働くことのできる在留資格のある外国人に仕事の相談や紹介を行っています。

	ハローワーク大津
住 所	大津市打出浜 14-15
電 話	077-522-3773
相談受付時間	月曜日・水曜日・金曜日： 午前 8:30～午後 6:00 火曜日・木曜日： 午前 8:30～午後 5:15 第 1・3 土曜日： 午前 10:00～午後 5:00 (祝休日、年末年始を除く)

【自然灾害的准备】

平时请确认好指定的紧急避难所・避难处。各避难处是根据灾害情况而开设的。请关注市的开设情况。

指定紧急避难场所

大规模地震、火灾等灾害发生时，房屋倒塌或遇倒塌危险及火灾发生或火势蔓延等险情，确保居民临时安全的避难场所。大津市设学校操场及公园等为主做为指定场所。

指定避难所

地震、水灾，火灾等灾害发生时，房屋损坏、浸水、烧毁或有受其危害的可能时，确保居民临时安全及生活的设施。大津市主要设学校（体育馆和游戏室）市民中心（公民馆）等建筑为指定场所。

★有关指定紧急避难场所・避难所的详情和其他防灾信息请去大津市防灾信息网确认。



★软件「Safety tips」提供台风、地震、避难指示等灾害相关信息，并支持15种语言。欢迎大家积极使用。

<https://www.city.otsu.lg.jp/bousai/12/53274.html>



Safety tipsは、観光庁監修のもと開発された、日本国内における災害情報等を通知するアプリです。



【想找工作时】

Hello Work 大津（大津公共职业安定所）为有在留资格且有工作能力的外国人介绍工作或受理有关工作咨询的场所。

Hello Work大津(大津公共职业安定所)	
地址	大津市打出浜 14-15
电话	077-522-3773
咨询受理时间	星期一・星期三・星期五：上午 8:30～下午 6:00 星期二・星期四：上午 8:30～下午 5:15 第1・3星期六：上午 10:00～下午 5:00 (除节假日、年末年始)

【運転免許】

○日本で車を運転する

日本で車を運転するためには、ジュネーブ条約に定める様式に合致した国際運転免許証や日本の運転免許証を持っている必要があります。

○日本の運転免許証を取る

日本の運転免許証を取るときは、自動車学校等で交通ルールを学習する方法と、運転免許センターで直接とる方法があります。筆記試験と実技試験と適性試験に合格する必要があります。

○日本の運転免許証の有効期限

免許証に有効期限が記載されています。忘れずに更新手続きをしてください。

○外国の運転免許証を日本の免許証に切り替える

滋賀県運転免許センターで申請をします。あらかじめ翻訳文を取得後、電話で予約が必要です。

申請するところ	滋賀県運転免許センター 守山市木浜町 2294		
電 話	077-585-1255	受付時間	月曜日～金曜日 午前 9:00～11:00、午後 1:00～5:00 (土曜日、日曜日、祝休日、年末年始は休み)
切替えの要件	・ 外国で運転免許証を取ってからその国に通算して 3 か月以上滞在していること ・ 申請するときに、その外国運転免許証が有効であること		

手続きに必要なものなど、詳しくは滋賀県警のホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/menkyo/kokugai/301012.html>) をご覧ください

(英語・韓国語・中国語・ポルトガル語・スペイン語でも記載されています。)



【驾驶执照】

○在日本驾驶汽车

为了在日本开车，必须持有符合“日内瓦条约”中规定且一致的国际驾照或持有日本驾照。

○考取日本驾驶执照

在日本考取驾照方式为在汽车驾校学习交通规则和直接在汽车驾照中心考取。必须通过笔试和技能考核和适合能力考核。

○日本驾照的有效期限

驾照上有效期限。请别忘了办理更新手续。

○将外国驾照换成日本驾照

在**滋贺县驾照中心**申请办理。请事先准备好驾照译文。另外须电话预约。

申请地址	滋贺县驾驶执照中心 守山市木浜町 2294		
电话	077-585-1255	受理时间	星期一～星期五 上午 9:00～11:00、下午 1:00～5:00 (周六周日、节假日、年末年始休息)
交换驾照的要求	• 在国外取得驾照并在该国逗留了 3 个月以上 • 申请时所持驾照为有效驾照		

有关办理手续时的详情请参阅滋贺县公安网页。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/menkyo/kokugai/301012.html>)

(附有英语・韩语・中文・葡萄牙语・西班牙语版本)

